

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

令和五年五月八日

経済産業大臣 西村 康稔

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分 の略称	製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
一〇一一〇一	平成二十一年六月二十九日	令和五年三月三十一日	水道メー ター第一類	前澤給装工業株 式会社 メータ 事業部	埼玉県幸手市惣新田 五〇七二番地
一一一一〇一	平成二十二年十月八日	令和五年三月三十一日	水道メー ター第二類	前澤給装工業株 式会社 メータ 事業部	埼玉県幸手市惣新田 五〇七二番地